

第1号様式（6条関係）

斜里町意見公募手続実施予告報告書

政策案の名称	斜里町再生可能エネルギー導入戦略（案）
政策案の概要	<p>地球温暖化対策をめぐる国内外の動向を踏まえ、本町は2022年（令和4年）3月18日に「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。</p> <p>本町は、世界自然遺産地域をはじめとする豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいくためにも、生活環境及び自然環境の保全を図るとともに、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指して脱炭素社会の構築に向けた取組を推進します。本戦略は、2050年ゼロカーボンシティを実現すべく、町民・事業者・斜里町が協働して地球温暖化対策に関する施策を推進していくことを目的として策定するものです。</p>
政策案の公表方法	<p>斜里町役場総務部環境課執務室内での閲覧</p> <p>斜里町総合保健福祉センターぼると21での閲覧</p> <p>斜里町ウトロ支所での閲覧</p> <p>町ホームページへの掲載</p>
政策案に対する意見等の提出期間及び提出方法	<p>令和5年3月11日～3月24日（14日間）</p> <p>斜里町総務部環境課への書面で直接提出、郵送、ファクシミリ、電子メール</p>
問い合わせ先 （政策等の事務を所管する課の名称）	<p>斜里町役場総務部環境課</p> <p>〒099-4192 北海道斜里郡斜里町本町12番地</p> <p>電話（0152）26-8217 FAX（0152）-23-4150</p> <p>電子メール sh.kankyo@town.shari.hokkaido.jp</p>

政策案に対する意見等の提出期間の短縮について

1. 概 要

斜里町意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱 第6条第2項において「意見等の募集期間は、原則として20日以上」と定められている。

しかし、同条第3項において「実施機関は、やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、20日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、政策案の公表の際にその理由を明らかにしなければならない。」とも定められている。

今回の意見公募手続（パブリックコメント）の意見公募期間は、令和5年3月11日～3月24日（14日間）とさせていただいている。

2. 期間短縮理由

今回の「斜里町再生可能エネルギー導入戦略」は、2050年ゼロカーボンシティを実現すべく、町民・事業者・斜里町が協働して地球温暖化対策に関する施策を推進していくことを目的としており、早期に策定し取組を進めることが求められ、令和5年4月からを計画期間とすべく、意見公募期間を短縮するもの。

以上